五起維第６号の工事請負について

標記件名について、下記の条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和８年１１月１１日

五所川原市長　佐々木　孝昌

記

１　競争入札に付する工事

（１）	工事番号	五起維第６号
（２）	工事名	米田２号線道路整備４工区工事
（３）	工事場所	五所川原市大字米田　地内
（４）	工事期限	令和　９　年　３　月２６日
（５）	工事の種類	土木一式工事
（６）	工事概要	施工延長　L=86.4m 排水構造物工　作業土工一式 自由勾配側溝 B400×H600~800 L=85.3m ボックスカルバート B300×H300 L=5.8m 集水桝 B800×H1100 N=1 基 舗装工　一式 構造物撤去工　一式 仮設工　一式
（７）	予定価格	￥6,350,000-（消費税及び地方消費税の額を除く。）
（８）	最低制限価格	設定する。
（９）	発注担当課	建設部　土木課
（10）	入札書の提出方法	直接持参の方法による （入札書は所定の日時・場所へ参集の上、投函すること。）

２　入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、あらかじめ市長の審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

（２）　五所川原市契約事務規則（平成１７年規則第５３号。以下「契約事務規則」という。）第２条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。

（３）　五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から入開札の日までにないこと。

（４）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者にあっては、裁判所からの更正又は再生手続開始決定がなされ、決定後の建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）の規定による経営事項審査を受けて

いること。

（５） 五所川原市内に本店を有すること。

（６） 法の規定に基づく土木一式工事に係る建設業許可を受け、契約締結予定日の１年７月前の直後の営業年度終了の日以降に法の規定による経営事項審査を受けていること。

（７） 施工に際して必要な法に規定する資格等を有し、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に配置できること。

（８） 五所川原市建設業者工事施行能力審査規則（平成１７年規則第１４４号）第１４条の規定により作成された建設業者等級名簿において、土木一式工事等級がＡ級、Ｂ級、Ｃ級のいずれかに格付けされていること。

※等級は、市のホームページ又は管財課で等級名簿を閲覧することにより確認すること。

（９） 本件入札に係る資格審査申請書提出日以前１０年以内に１件の請負契約金額が３００万円以上の同種工事（土木一式工事）の元請の施工実績があること。

３　資格審査等

（１） 入札参加希望者は、次に掲げる書類を各１部提出し、入札参加資格を有することについて市長の審査を受けること。

ア　条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ　配置予定技術者調書

ウ　施工実績調書

エ　最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

※ア,イ,ウの書類は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。また、調書には調書に記載している書類を添付すること。

（２） 提出方法　管財課へ持参すること。

（３） 受付期間　令和８年11月11日（水）から令和８年11月18日（水）までとする。ただし、閉庁日を除く。

（４） 午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は午前９時から正午までとする。

（５） 審査結果等

ア　資格の審査結果については、申請者に対して令和８年11月18日以降にＦＡＸにより通知する。

イ　入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは異議を申し立てることができる。

（６） その他

ア　書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　提出された書類の差換え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を聴取し別途関係書類の提出を求めることがある。

ウ　入札参加資格を有すると認められた者が、入開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。

①　入札参加資格の要件を欠いたとき。

②　提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

③　入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

4　設計図書等（設計書、設計図、契約書案等）

（１）縦覧期間　公告の日から令和８年11月26日まで

（２）縦覧方法　五所川原市ホームページ

https://www.city.goshogawara.lg.jp/jouhou/nyusatsu/koukoku.html

（３）　設計図書等への質問回答

ア　質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ管財課に電話連絡のうえ、令和８年11月19日までにFAXにより提出すること。

イ　質問者に対しては、速やかにＦＡＸにより回答する。

5　入札の辞退

（１）　入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、入開札前日までに入札辞退届を提出すること。

（２）　入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、管財課に持参すること。

6　工事費内訳書

（１）　入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった積算内訳を記載した工事費内訳書を同封し提出すること。

（２）　工事費内訳書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

（３）　工事費内訳書に示す項目は設計図書等の定めるところによること。

（４）　提出された工事費内訳書の差換え及び訂正は認められない。

（５）　次に掲げるもののいずれかに該当する工事費内訳書は無効とする。

ア　金額、名称、印影若しくは重要な文字が誤脱したもの又は識別しがたいもの

イ　示された項目が指定した項目と異なるもの

ウ　工事費内訳書の計算に誤りがあるもの

エ　記載内容が明らかに合理性を欠くもの又は不誠実に作成されたと認められるもの

7　入札方法等

（１）　入札保証金は免除する。

（２）　入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

（３）　入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示にしたがい提出すること。

（４）　入開札執行時刻に遅れた者は、入札に参加することができないので注意すること。

（５）　代理人に入札させるときは、入札前に委任状（入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの）を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。

（６）　落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（７）　契約事務規則第５条に規定する入札者心得書を遵守すること。

（８）　入札執行回数は、予定価格を事前公表する場合は１回を限度とし、その他の場合は２回を限度とする。

（９）　予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第百六十七条の十第二

項の規程により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は直ちに、再度の入札をすることができる。

(10)　入札参加者が１名のときは入札を行わない。

8　入開札の執行

（1）　日時　令和８年 11 月 26 日（木）午前９時 30 分

（2）　場所　五所川原市字布屋町 41 番地１　市庁舎２階　会議室 2A

（3）　同日に複数の入開札を行う場合、入札執行者が入開札順を定める。

9　無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）　入札参加資格のない者のした入札

（2）　工事費内訳書の提出がない者のした入札及び工事費内訳書の合計金額と入札書記載金額が一致しない入札

（3）　予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札

（4）　入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

10　落札者の決定方法

（1）　最低制限価格を設定する場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

（2）　落札となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときはその者に代えて当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。

12　契約の締結

（1）　落札者は、速やかに発注担当課に赴き契約締結の手続きをとること。

（2）　落札者は、契約締結に際し、契約金額の１０分の１以上の契約保証金の納付、又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（3）　契約は、落札者が決定した日から７日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。

（4）　前号にかかわらず、契約の締結について議会の議決を要する場合（予定価格１億５千万円以上の工事請負）は、落札者が決定した日から７日以内に仮契約を締結し、議会の同意を得た後に本契約を締結する。

（5）　落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。

（6）　契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

13　その他

（1）　本公告に関する問合せは、管財課まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111　内線 2176 又は 2177

（2）　入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）及び質問回答書等については、本公告に定められた方法以外の方法で提出されたものは受付しないので注意すること。

（3）　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知契約の相手方は、建設業法（昭和２４年法律１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約の相手方の決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。